

護攝編

証方一下

第六十九條

清遠下
翁

第六十九條

本條ハ人證ヲ擴張ス可ク例外ノ場合ヲ規定シ

タリ且例外ノ場合ニ箇アリ而シテ是レ已ニ示

シタル所ナリ然例外ハ法文ニ記スル如ク第一

項總テ五十圓以外ノ價格ニ付テ人證ヲ以テ證

スルヲ許スモノナリ然レ其例外ハ又書面

ノ外ノ一若リハ書面ニ反對スルヲ又ハ其姑

五十圓ヲ越スル價格ノ種類ヲ人證ヲ以テ證

スルヲ許ス可クヤ此問題タル後ニ至テ之ヲ

証明ス可ク且此問題ニ付テハ或ハ區別リ為サ

ル可カラヌ

第一ノ例外ハ書翰ノ端緒ノ成立スル場合ナリ

此書翰ハ如何ニ不完ナシルモ尚ホ公正證書又

ハ私署證書タルヲ得ハシ莫ク公正證書ハ公

更ノ調製スルモノタルトハ雖モ之ヲ掲ケザル

陣速ヲ為シタル者ノ手ニ出テヌト云フヲ得ヌ

蓋シ其證書ニハ其署名印章ニ依リ或ハ公更

ノ認證ニタル見陣速及ヒ承諾ヲ載セザレハナ

リ

本條ノ明文ニ從フトキハ此書翰ハ會ニ之カ對

抗ヲ受クル當事者ノ手ニ出ルヲ得ハズナリ

本條ノ明文ニ從フトキハ此書面ハ當事ノ之カ對

執ヲ受ケル當事者ノ身ニ知ルルヲ得ハ其ノ

ナラズ猶ホ後見人代理人管理人ノ如ク有効ニ

其當事者ノ代表ニタル者ノ身ニ出ツルコト係

ヘコ且ツ當事者ノ原推者ノ身ニ出ツルコト亦

之レ有ルヲ得ヘキハ勿論ナリ即チ原告カ其相

續人タル場合見レナリ

此書面カ完全ノ證據タルニシテ書證ノ端緒ヲ

ル為メ包含ス可キモノニ付テハ立証者ハ其書

面カ陳述セラレタリ事實ヲ信セシムルニ足ル

ヲ以テナクナリトセリ故ニ此点ニ付テハ裁判

第 二 ノ	条 第 五 十 九 條 参 照	示 シ タ ル コ ト 是 ナ リ 殊 ニ 第 二 十 五 条 第 五 十 五	完 全 ナ ル 書 面 ノ 書 證 ノ 端 緒 々 ル 性 質 ヲ 明 確 ニ	此 事 ノ 関 ニ 特 別 ナ ル 種 々 ノ 場 合 ニ 於 テ 或 ル 不	尚 ホ 一 ノ 注 意 ヲ 為 ス ヘ キ モ ノ ア リ 即 チ 法 律 ハ	ル コ ト 固 ヨ リ 為 ス コ ト ハ サ レ ハ ナ リ	上 ハ 法 律 ニ 於 テ 證 據 ノ 定 カ リ タ ル 限 度 ヲ 強 ク	全 ニ 那 ム コ ト 一 分 ノ 證 ヲ 為 ス 書 面 ヲ 要 ス ル 以	所 ニ 認 定 被 テ 妻 子 甘 ル 可 カ ラ ス 何 ト ナ レ ハ 完
-------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

ナリ
然レ
凡
其
之
失
ヒ
ル
ハ
不
可
免
カ
ル
事
件

ヲ	モ	ア	此	法	ヲ	又	ハ	ニ	ナ
得	ノ	リ	場	律	要	ハ	場	出	リ
サ	ニ	即	合	ノ	ス	其	合	テ	然
ル	コ	チ	ハ	注	然	懈	ニ	タ	レ
場	テ	貝	於	意	ラ	怠	於	ル	凡
合	且	第	テ	モ	サ	ノ	テ	下	其
ニ	見	一	テ	任	レ	責	ハ	ヲ	之
於	喪	ノ	證	々	ハ	入	其	要	シ
テ	失	證	人	無	為	歸	證	ニ	失
ハ	カ	批	ヲ	用	ノ	ル	書	又	ヒ
見	當	ト	以	ニ	ニ	シ	ノ	意	ル
喪	事	證	テ	屬	又	得	喪	外	ハ
失	者	書	為	可	可	サ	ハ	ノ	不
ニ	ノ	ノ	ス	ケ	ケ	ル	當	可	抗
因	責	喪	可	レ	レ	モ	事	カ	ノ
ル	ハ	失	ク	ハ	ハ	ノ	者	ノ	事
原	歸	ニ	箇	ナ	ナ	タ	ノ	過	件
由	ル	箇	ノ	リ	リ	ル	失		
ノ	下	ニ	證			下			

其ノ
 伊
 堵
 事
 六
 九
 百
 証
 書
 三
 号
 一
 号
 二
 号
 三
 号
 四
 号
 五
 号
 六
 号
 七
 号
 八
 号
 九
 号
 十
 号
 十一
 号
 十二
 号
 十三
 号
 十四
 号
 十五
 号
 十六
 号
 十七
 号
 十八
 号
 十九
 号
 二十
 号
 二十一
 号
 二十二
 号
 二十三
 号
 二十四
 号
 二十五
 号
 二十六
 号
 二十七
 号
 二十八
 号
 二十九
 号
 三十
 号
 三十一
 号
 三十二
 号
 三十三
 号
 三十四
 号
 三十五
 号
 三十六
 号
 三十七
 号
 三十八
 号
 三十九
 号
 四十
 号
 四十一
 号
 四十二
 号
 四十三
 号
 四十四
 号
 四十五
 号
 四十六
 号
 四十七
 号
 四十八
 号
 四十九
 号
 五十
 号

證據ナリ又某ニノ證據ハ讓渡義務免除ノ如ク

證書ニ記載セタルノ證拠ナリ此場合ニ於テ

證人ハ同一ナラヌト且ニ箇ノ證人訊問カ殷

令接寫セタルモノナルモ某ニノ證據ハ第一ノ

證拠ニテ法律ニ定メタル條件ニ從ヒテ喪失ノ

證セラルルハ其ノ執サレハ之ヲ許カサルカ故

ニ其連續セタルモノナルニ拘ハラズ異別ノモノ

ノアリ

第一ノ例外ハ書面ヲ調製スルノ能ハサル場合

ナリ此不能ノ下タル事更上ノ妨礙ヨリ生ズルコト

ナリ勿論又法律上ノ妨礙ヨリ生ズルコトナリ

ナリ此不能ノ下タル事更上ノ妨礙ヨリ生ズルヲ有ル

キハ勿論又法律上ノ妨礙ヨリ生ズルヲ有ル

可シ次生シ於テ此例外ノ特別ナル適用ヲ與フ

ルカ故ハ其主タル性質ハ同条ノ下ニ於テ之ヲ

明ク示シ得ル可シ

前段ニ於テ言ハル如ク原則上書面ヲ以テ證ス

可キ下シ證人ヲ以テ證スルハ如何ナル限度ニ

於テ之ヲ許ス可キヤノ下カ本條ノ下ニ於テ證

明スル適格トス

第一法文ニ於テ明示シタルカ故ニ第一項此ニ

箇ノ例外ハ五拾圓以上ノ利益ヲ證スルヲ許

エヤ固ヨリ疑ナシ然レ其例外ハ此他ノ禁止

ツ兔カカル、点、於テ同一ノ効カウ有エルモノ

ニ汎ス此點ニ関シテハ或ル區別ヲ為サ、ル可

カラ又

第一ノ例外即チ書證ノ端緒アル場合、於テハ

猶ホ主タル證書以外ノコト又ハ其證書、及

ルコトヲ証スルヲ許スモノニシテ即チ法文ノ

明証スル如ク證書調製ノ當時以テ生じタル

事實及ヒ陳述ノ如ク是ナリ

此例外ト五ノ内以上ノモノナリト或ル權利ノ

殊異又ハ一方ヲ證スルヲ許ス可シ然レ

残額又ハ一方ヲ證スルヲ以テ證ス可シ也

右ノ例外ハ之カ為メ新ナル効カヲ生スト云フ

可ラズ何トナシハ權利ノ存體ヲ證人ヲ以テ證

スルヲ許シタル以上ハ其權利ノ總テノ部分

モ同シク之ニ依リ猶ホ書面ヲ差出シタルハ

如ク証セラルルハ其ハ勿論ナリ之ニ及ビテ差出

シタル書面外ノ可若クハ書面ニ及對スルヲ又

ハ其書面ヲ變更スル障速ヲ證スハ其場合ニ其

レヲハ其特別ナル障速ヲ直宣ナリト感セシム

ハ其書證ノ端緒ヲ要ス可キナリ

張	テ	十	ル	於	外	於	テ	テ	目	最
リ	タ	月	ハ	テ	ニ	テ	ハ	テ	的	初
五	タ	以	ハ	ハ	無	ハ	ハ	テ	ヲ	五
十	ル	上	ハ	人	カ	事	以	テ	以	十
月	上	ノ	人	證	ル	物	テ	テ	テ	月
以	心	主	證	ノ	可	ハ	テ	テ	月	以
下	人	張	ヲ	一	何	性	テ	テ	二	上
二	證	ヲ	用	般	ト	質	ハ	ハ	減	十
減	ヲ	證	ユ	ハ	ナ	ハ	ハ	テ	少	ル
少	ル	人	ル	制	レ	依	ハ	ハ	シ	ヲ
セ	ノ	ヲ	月	限	ハ	リ	ハ	ハ	ル	證
ト	目	以	的	ニ	其	其	至	ハ	ル	人
導	的	テ	ニ	關	通	用	テ	ハ	請	ヲ
ハ	ニ	テ	テ	係	モ	無	ハ	此	求	以
ハ	テ	好	ハ	ス	リ	又	場	合	又	テ
無	テ	テ	許	レ	ハ	又	合	ニ	ハ	證
カ	好	テ	テ	ハ	五	ハ	ニ	テ	答	セ
ル	テ	依	テ	ハ	十	ハ	ハ	ト	辨	ト
可	見	リ	テ	ナ	月	ハ	ハ	ト	ノ	
	主	五	受	リ	也					
	受			也						

レ

一	中	ル	事	ヒ	先	ノ	ノ	第	レ
分	ハ	書	者	陳	ヨ	許	二	ノ	
ノ	ハ	證	ハ	述	ケ	ヲ	ノ	例	
證	書	ヲ	許	ヲ	ケ	茅	外	外	
ヲ	面	補	兼	モ	之	一	即	即	
暗	ト	ク	ニ	證	二	ノ	ケ	ケ	
シ	テ	リ	日	ス	伴	例	書	證	
包	證	ヲ	ル	ル	セ	外	ノ	書	
含	明	得	恩	下	又	ノ	喪	失	
又	ニ	セ	惠	ヲ	ハ	如	シ	ル	
可	可	ル	人	許	之	ウ	ハ	ル	
キ	キ	ル	證	リ	シ	據	シ	場	
ヤ	推	ニ	ヲ	又	次	張	ハ	合	
勿	利	在	以	此	テ	セ	ハ	人	
論	ノ	リ	テ	場	生	又	人	證	
ナ	殘	右	喪	在	ニ	故	證		
リ	額	ノ	失	シ	ケ	ニ	書		
ト	又	恩	シ	於	ル	書	面		
雖	ハ	惠	シ	テ	事	面	外		
モ	其		シ	當	實	外			
			シ		及				

五
 十
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

書面ニテ載セタルトテ擴張ニ制限シ又ハ其事

ニ及對スルトテ許スニ至ルシ得サルナリ

第ニノ例外即チ書面ヲ調製スルト能ハサル場

合シ於テハ曾テ成之セザリシ書面以外ノトハ

以書面ニ及對ノトテ證スル人間起テラサル可

キカ故ニ授ニ揚クルル加チ困難カラズ故ニ何人

ト呆モ或ル價額ノ殘額又ハ其一分ニ於ケル控

利ツ能ク證人ヲ以テ證スルトテ得入レト歸セ

是レ全ク證人ヲ以テ其全部ヲ證スルトテ得ル

カ故ナリ是レヲ以テ此例外ハ事實ニ三箇ノ例

外中ニテ其効力最モナキモノナリ

外中ハテ其効力最ニ少ナキモノナリ

第七十條

第三ノ例外即チ書面ヲ撰製スルヲ能ハカリ

場合ニ他ノ例外ニ比シテ其効力最ニ少ナキト

ハ辨セ其適用ニ際シテ法律ノ明文ハ多少ノ説

明ヲ要ス可シ

先ツ此例外ヲ生ズル事實自体ニ関シテ注意

ヲ要スルヲ有リ他ノ書面ヲ撰製スルヲ有

形上且絶對ノ不触ヲ必要トスルヲ得ナルヲ即

チ是レナリ此事アルヤ法律カ此例外ニ依テ爲

生こりル無形上ノ不能アリトスルハ法律ノ精

ニナル商用ハ依リテ元之ヲ知ルトシテハ

五十円以上ノ價額ニ付テハ人證ヲ許ス為ニハ

書面ヲ得ル下ニ付テ無形且價値ニシテ且通理

人不能ナルコト以テ是レヨリ又此事ハ即テ裁

判所ハ事實ト当事者相互ノ地位トニ基テ全權

ヲ以テ査定ス可キモノナリ即チハ

故ニ医師カ患者ニ治療ヲ加ヘル場合又ハ奴

婢カ其主人ニ金錢ヲ貸出ス或ハ賃借人ヨリ雇

主ハ金錢ヲ貸出ス如ク下ノ者ヨリ上ノ者

ハ貸附ヲ為スル場合ニ於テハ人ノ地位ヨリ

生じりル無形上ノ不能アリトスルハ法律ノ精

神ハ適用シケルモノナリ

然レ凡又本條カ右ノ例外ニ付テ為シタル三角

ノ適用ヨリ以テ限定ノモノト為シ可カク又此事

タルヤ殊ニナシ語ニ依テ即チナリ所ナリ

第一ノ場合ハ急迫ノ委託ノ場合ニシテ法律ハ

其事ヲ規定シタルニ因リ法律ニ之違フヨリ而

シテ是等ノ法律ノ適用ハ其所シテテ方々之

ヲ說明シテリ財産編チニ百二十條以下各章

第二ノ場合ハ其區域最モ廣クシテ而シテ裁判

又	ル	海	ル	又	災	ヲ	意	可	所
ハ	必	ノ	ハ	ハ	災	得	外	カ	ハ
孫	要	危	ハ	地	災	サ	ノ	ラ	此
中	ノ	険	ハ	震	災	レ	事	又	事
ニ	場	ハ	ハ	ハ	災	ハ	ノ	何	ノ
テ	右	ハ	ハ	ハ	災	ナ	程	十	関
テ	ト	ハ	ハ	ハ	災	リ	度	ナ	ニ
相	上	ハ	ハ	ハ	災		必	レ	テ
倉	ニ	ハ	ハ	ハ	災		要	ハ	人
心	テ	ハ	ハ	ハ	災		及	ハ	最
甚	ハ	ハ	ハ	ハ	災		急	ハ	モ
シ	相	ハ	ハ	ハ	災		迫	ハ	虞
別	伴	ハ	ハ	ハ	災		ノ	ハ	權
ル	ヲ	ハ	ハ	ハ	災		カ	ハ	限
ハ	テ	ハ	ハ	ハ	災		リ	ハ	ヲ
有	テ	ハ	ハ	ハ	災		定	ハ	有
ル	テ	ハ	ハ	ハ	災		ム	ハ	セ
旅	テ	ハ	ハ	ハ	災		ル	ハ	サ
人	テ	ハ	ハ	ハ	災		下	ハ	ル
同	テ	ハ	ハ	ハ	災				
ノ	テ	ハ	ハ	ハ	災				
金	テ	ハ	ハ	ハ	災				

銭
 貨
 常
 守
 相
 象
 又
 孫
 中
 二
 テ
 相
 倉
 心
 甚
 シ
 別
 ル
 有
 ル
 旅
 人
 同
 ノ
 金

銭貨係等ヲ相像スルコトヲ誤ヘシ

第三ノ場合ハ一層廣クモノコトヲ要スルニ當

事者カ前記ノ例外ヲ除キテ書面ヲ調製スルノ

必要ヲ指スルハ任意ノ場合ノミナリトノ觀念

ニ基キタルニナリ實ニ急迫ナラザルハ任意ノ

場合ニ於テハ當事者ハ其取得セシトスル權利

ノ證據概シテ為シ證據書類ヲ調製シテ自己ノ

手裡ニ證據ヲ有スルマテハ常ニ其承諾ヲ停止

スルコト得入レシテ是カ不審ノ利得不正ノ損害

又ハ法律ヨリ生ズル義務ニ關スル場合ニ於テ

又	ハ	尚	事	若	其	證	執	ヲ	要	ム	ル	ヲ	得	ル	カ	如	シ	何	ト
ハ	其	權	知	リ	生	ス	可	キ	事	實	ハ	概	子	其	意	思	ト		
無	實	係	ナ	ハ	ナ	リ													
故	ニ	事	務	管	理	人	ハ	其	本	人	ノ	為	ナ	為	シ	タ	ル	有	益
又	ハ	必	要	ノ	費	用	ヲ	證	人	ヲ	以	テ	證	ス	ル	ト	リ	得	ル
レ	何	ト	ナ	レ	ハ	管	理	人	ハ	各	任	ヲ	守	ケ	ス	レ	テ	事	務
ヲ	管	理	ス	ル	者	ナ	レ	ハ	其	權	利	ト	付	キ	書	證	ヲ	有	ス
ル	ヲ	能	ハ	サ	レ	ハ	ナ	リ	又	政	意	ナ	ル	ト	否	ト	リ	問	ハ
又	其	一	身	又	ハ	其	財	産	ト	擅	断	ヲ	受	ケ	タル	者	ハ	其	
意	ト	從	ヒ	テ	書	證	ヲ	有	ス	ル	ヲ	能	ハ	ス	又	比	隣	血	族

又ハ明強ノ實係ヨリ生ズル法律上ノ義務ニ具

意 從 七 十 書 證 の 有 二 以 下 能 一 又 比 證 由 後

又ハ明強ノ關係ヨリ生ズル法律上ノ義務ニ其

附著スル事實カ確定ノモノナルハ法律上其元

ノニ於テ其證拠ヲ有スルモノニ其事實ハ概テ證

人リ以テスルニ依リテ之ヲ證スルヲ以テ

然レモ此等ニ依リテ義務ノ此等ノ原因ニ場

存ル於テハ決シテ書證ナカル可クモト思科

ニ凡ソ得テ故シ本位ニ於テハ本條ノ條クニ

書證ノ定ムル規定ニ付テハ通書ノ制限ヲ加ヘ

リ

義務ノ此等ノ原因ノ各箇ニ付テハ書面ニ因リ

テ證セラルル可中權義上ノ行為アリテ其證據ヲ
豫メ法セサル可カラサル場合ノ適例トシテ尤
ノ教者ヲ弟之ヲ得ヘシ即チ右者ノ利得ニ付テ
ハ其辨濟力不備タリレテテ證人ヲ以テ證スル
前ノ書面ヲ以テ辨濟ノ事實ヲ證セサル可カラ
ナル右當ノ辨濟ヲ引證ス可ク又不正ノ損害ニ
付テハ證人ヲ以テ消費等ノ事實ヲ證スル前ノ
於テ先ヨ書證ヲ以テ不爲抗辯用實情又ハ妻他ヲ
證セサル可カラサル皆信ノ場存ヲ引證ス可キ
又法律上ノ義務ニ付テハ妻拒絶ノ事實ヲ人

証ニ依テ証スルシ先ヨ書證ヲ以テ証スルノ例

又法律上ノ義務ニ付テハ
責任拒絶ノ事實アリ

證ニ依テ証スルニ先リテ著證ヲ以テ血縁ノ限

係リ證セサル可カラサル法律上ノ義務ヲ引證

ニ可キナリ

第七十一条

前ニ記スル如ク法律上人證ヲ許シタル場存ノ

外ニ於テモ其人證ニ付テ故障ヲ申立ツルコト

ハ公署事務者カ之ヲ承諾スルニ於テハ裁判所ニ

於テ人證ノ受理スルコト得ルヤハ考テ疑フコト生

ズヘテ問題ナリ右ノ問題タル證ヲ採ルコト之ヲ

言ヘハ此種正ハ公ノ秩序ニ関スルモノナル中

一、定ムルニ在リ此等正ヲ以テ護人ノ收賄ヲ廢
 慮スルニ基リトスルニ或ハ前ニ説明ラセラルル如
 ク少ナカラリ目録ト背角トテ要スル無教ノ
 新証ヲ辨クルノ希望ニ付スルトスルニ全ク公
 ノ秩序ニ關スルニ付ナルコトハ決シテ守テ可
 カラサル也ノナリ
 然レハ本位ハ此禁止ノ結果ヲ直接ニ達スル
 コテ指及セズ故ニ人證ニ故障ヲ申立フルヲ
 得ル皆事若人證ヲ承認スル以上ニ裁判所ハ最
 早證人訊問ヲ意部スルノ義務アラズ又之ヲ許

二、義務アラズ
 三、又許判牙ニ之ヲ許可シ又

二ノ義務アラズ
又許判呀ニ之ヲ許可シ又

ハ之ヲ拒絶スルノ全權ヲ委子タリ然シ民事實

甚々管短ニシテ且ツ其申ノ利害關係ナナル時

ニ於テノ是人証ヲ許スヲ以テ可ナリトス可シ

第七十二條

人証ニ関スル最殊ノ法條ニル本條トモ
受ノ取

別ト着做スヲ得ヘク基本ニ関スル他ノ一原則

ヲ規定セリ而シテ是原則タルヤ人證ノ証據力

ニ関スルモノナリ

此場合ニ於テハ公正証書ヲ造認セラレタル私

署証書及也自白ノ如ク人證ニ付コケル完全ノ

證ノ同懸アル可カラサルヤ固ヨリ明カナリ何

トナル小此證據ニ斯ノ如キ効カク與ヘ且之ニ

依テ判事ニ心證ヲ作ラシムルト付テ小數ヲ

ノ原由アリテ之ニ反對スルハナリ

先ツ當事者双方ノ利益ニ於テ證人訊問必也反

問ヲ以テ證人ノ陳述ヲ聽クト有ル可ク此第一

ノ場合ニ於テハ雙方ノ證人ノ數ヲ算シ且多教

ニ從テ是レ實ニ不正不當ノコトトク可也ノ外必

スヤ判事ニ見心證ニ從テ決スルノ權判即チ

其良心ト其首理心トニ從ヒテ決定スルノ權判

證	所	知	障	一	二	ト	格	ヲ	其
ニ	ハ	ニ	速	步	几	毎	ハ	一	良
從	斯	忌	カ	シ	モ	元	判	任	心
ヒ	ノ	避	一	進	ノ	決	事	セ	ト
テ	證	又	方	コ	ニ	シ	力	サル	其
決	言	ハ	ノ	テ	辨	テ	實	ル	道
定	ノ	非	利	極	サ	證	際	可	理
ス	為	難	益	言	ル	據	之	カ	心
ル	コ	セ	ニ	ニ	コ	ノ	ハ	ラ	ト
リ	ト	ラ	於	リ	ト	取	如	ズ	ニ
リ	拍	レ	テ	テ	ラ	捨	何	故	從
得	束	サ	一	要	認	ニ	ナ	ハ	ヒ
ハ	セ	リ	致	ニ	メ	箇	ル	テ	テ
ナ	ラ	ハ	ニ	即	ノ	ニ	事	決	定
リ	シ	ハ	其	々	サ	ル	要	ス	ル
	ス	ト	中	縱	ル	其	付	ル	ノ
	常	屈	又	令	可	獨	之	ノ	權
	ハ	ス	人	證	ラ	立	ル	ノ	利
	其	裁	モ	人	尚	ラ	法		
	心	判	在	ノ	ホ	制			

其心ト其道理心トニ從ヒテ決定スルノ權利
 其心證據ノ取捨ニ箇ニル事要ヲ付スル法
 其心證據ノ取捨ニ箇ニル事要ヲ付スル法

第八節 世評

第七十三條

世評は因レル證拠ハ純然タル人証ニ比スルハ

尚ホ一層制限セラレタリ且制限セラレサル可

カラズルナリ何トナレハ法律カ注意シテ明示

レタル如ク此證人ハ直接ニ自ら知ル所ノ事

ヲ陳述スルニ依リテ他人ヨリ傳聞シ又ハ公

衆顯著ナルニ因リテ知リタルヲ陳述スルハ

ナリ是レ法律カ特ニ許シタル場合ニ限り此證

據方法ヲ許シタル所以ナリ而シテ此場合ハ本

志事ニ行直致最ニ少ナシ今惟眞商則トシテ用

據方格ヲ許シタル所ニテナリ
ト云フ此項合ハテ

法中ニテ其數最モ少ナシ今唯其通例トシテ用
益者カ其收益不可動產物ノ目錄ヲ作ルナク
怠リタル場合ニ關スル財產備第第七十五條ヲ示
スコトヲ得ルノ事此事實ニ用益者カ法律ノ規
定ヲ遵守セザルナリ關スル民事上ノ一權ノ責
對ナリ此場合ニ於テハ用益者其義務ノ證據ヲ
履行者ニ供スルナク怠リタルカ故シ其事ノ
ニ因リ金銀又ハ價額ニ關スル制限ナクシテ其
性質上特ニ危險ナル人證ヲ甘受セザル可カラ
ズ

此證據ノ特ニ危険ナル所以ハ唐ニ證人カ其間

駐ルル事實ヲ直接ニ知ラサレノコトナラス尚ホ

世評ハ常ニ事實ヲ過張スルノ傾向ヲ有スルモ

ノナリ

本条ハ又世評ニ因ル證據ノ適用トシテ法律カ

事實ノ顯著ナルコトヲ必要トシタリ場合ニ於テ

顯著ナル事實ノ證據ヲ示セリ即チ其場合ノ最

モ多クハ顯著ナル無資力ノ場合ナル所シ財産

編第百五十一條財産取戻編第百四十四條及ヒ債

債取戻編第百五十一條及ヒ債

編 第 四 百 五 十 五 章 財 產 取 得 條 第 百 四 十 四 條 第 一 項

法律カ一方ノ者カ之ヲ他ノ一方ノ者ニ對シテ

同ニルニトテ得ル為ニ事案ノ顯著ナルヲ以

要トス所次ノ元ノ概子此ノ如ク顯著ナル事

實アルトス此一事ニ因リテ自己又ハ他人ノ

利益カ命ニ下リ為ニ又ハ之ニ及ニルコトヲ

為リ、之ニ注意ニ入リ理ナルヲ以テテリ其顯

著ナルヤ否ハ容易ニ之ヲ証ニ得ハカ故ニ其

條件ハ爭ハ利決テ簡易ニテラニム可シ

然レ此題著ナルニ付テ裁判所上ノ證據ヲ

要スルヲ以テ奇怪ノトト為ス可カラズ蓋此ノ

ノ如ク定ヨリルモノハ他ナシ其事力如何

題然ヨリト是ニ力為シ直ク其事力判事

ノ知ル所トナリト云フコト得サルハナリ

其事莫クヤ或ハ其判事ノ官轄地以外ニ生シ

タルモノナルコト得又或ハ判事其一身上ノ

事ノ考覈ニ從ヒテ判事之ルコト得ヘク同ト云

上段第一章考者其事ノ事實ニ関スル一身上

ノ考覈即チ智識ハ訴訟申ヨリ生ズルコト要シ其

以外ノ關係ヨリ生ラザルコト要スレハナリ

世評ニ依ル証據ハ之ヲ純然タル証人ニ付シテ

裁判限之ルコト一層嚴シクシテ其事力判事

世評ニ依ル証據ハ之ヲ純然トシテ証人ニ付シテ

法律ノ制限之ルコト一層嚴シクトモ保單物

ノ價額ニ關シテ制限ク庄シルコトナシ其理由

ニ至テハ法文ニ於テ之ヲ明記スルコトナシト

モ必竟スルハ此証據ヲ許スハ元來書面ノ証

據ヲ作ルコト能ハス又普通ノ証人ヲ有スルコ

ト能ハサル場合ニ限ルモノナラハテナリ

又シ然リ用益者カ自録ヲ作ルコトシ息リシ場

合ハ於テ虛有者ハ用益者ヨリ動産ノ物質負數

ニ付テ各証ヲ得ルコト能ハサリシナリ顯著ナ

ル無資力ノ場合ニ於テハ固ヨリ之カ各証ヲ債

第七十四條第三章

間接ノ證據

ル	シ	ル	変	ル	エ	シ	利益	務
入	テ	力	レ	如	ト	又	ノ	者
申	此	政	シ	シ	能	此	ノ	シ
合	場	々	ル	萬	ハ	無	関	求
ハ	合	勢	レ	心	サ	資	係	ム
訊	ハ	セ	ト	債	ル	カ	十	ハ
サ	証	世	力	務	ハ	ノ	カ	申
ル	人	評	エ	若	シ	事	力	入
ナ	ノ	ノ	ル	ハ	例	宜	故	縦
リ	收	証	ヲ	財	ハ	コ	ニ	ヒ
	購	據	得	務	ハ	付	至	之
	ト	ニ	テ	ノ	負	キ	ク	ヲ
	訴	依	キ	用	債	直	無	作
	訟	ラ	テ	難	持	接	効	ル
	ノ	リ	リ	ヲ	考	ノ	ノ	モ
	増	ル	ル	為	リ	証	ノ	ノ
	加	ヲ	ル	ノ	証	人	ヲ	得
	ト	得	ル	任	人	ト	ル	ハ
	リ	エ	ル	所	ト	エ		
	恐	而	ナ	ヲ				